

平成2年9月21日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

滞納整理業務及び滞納処分業務に係る住民記録の収集方法の変更について（答申）

平成2年9月7日付藤納第244号をもって諮問された、住民記録の収集方法の変更（本籍地及び筆頭者の項目を納税課の端末機で検索することができるよう改める）について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定による収集方法の変更を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、住民記録の収集方法の変更の必要性は、次のとおりである。

- ・ 現在、納税義務者の所在確認に必要な住民記録のうち、納税課に設置されている端末機では、本籍地及び筆頭者の項目については検索ができないシステムになっているため、必要が生じた場合は、その都度納税課の職員が市民窓口センターに出向き、調査を依頼している。
- ・ 近年の住民異動の増加や納税義務者の増加に伴い、調査件数は大幅に増加してきており、現行の調査方法では事務に支障をきたす状況になっているため、円滑な滞納整理を推進していくことが困難なものとなっている。
- ・ そこで、平成4年を目標とした現行の税務システム全体の再構築により、戸籍の附票システムの利用ができるようになるまでの暫定的な措置として、現在設置されている端末機から、住民記録の本籍地及び筆頭者の項目を検索することができるよう収集方法を変更し、事務の効率化を図るとともに、市税の滞納のより一層の縮減を図り、税負担の公平性を確保していきたい。

3 審議会の判断理由

以下のことから、滞納整理業務及び滞納処分業務に係る住民記録の収集方法の変更を認めるものである。

- ・ 収集方法の変更の必要性

納税義務者の所在確認は、正確な徴税事務を行う上で不可欠であり、そのために本籍地及び筆頭者の項目を取扱う必要が生じる以上、現行の収集方法は非効率的であるとも言え、住民異動の増加や納税義務者の増加に対応するためには、より合理的な収集方法に変更する必要性は認められる。

- ・ 収集方法が変更される個人情報範囲

端末機から新たに検索することができるようになる本籍地及び筆頭者の項目は、住民記録における基本項目外であるが、地方税法に定められた権限に基づき、現在も収集されているものであり、本業務に関する必要項目であると認められる。

- ・ 端末機から直接検索することができるようになると、権限を持たない者の使用や業務目的以外の使用には特段の注意を払わなければならないが、端末機使用者を限定したうえでの個人ごとのパスワード設定、実行記録の採取や使用目的の制限などを定めた「住民記録の検索に係る個人情報取扱要領」に基づき運用されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上